第二十五条の表第百二十六条の五第二項の項中「（私立学校教職員共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。以下同じ。）」を削る。

第二十六条第一項第一号中「（昭和五十七年法律第八十号）」を削る。

第二十七条第二項中「（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による納付金をいう。以下同じ。）」を削る。

第三十六条第一項中「短期給付」を「給付」に改める。

第三十九条に見出しとして「（短期給付に関する規定の適用の特例）」を付する。

第四十条を次のように改める。

第四十条　前条第一項の規定により短期給付に関する規定を適用しないこととされた加入者の掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程で定める。

（掛金率の特例）

第九章の章名を削る。

第四十一条から第四十五条までを次のように改める。

（退職等年金給付に関する規定の適用の特例）

第四十一条　七十歳以上の教職員等に対するこの法律の退職等年金給付に関する規定の適用については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　七十歳に達した日の前日において加入者であつた者で七十歳に達した日以後引き続き加入者であるもの　七十歳に達した日の前日に退職したものとみなす。

二　七十歳に達した日以後に加入者となつた者　加入者でないものとみなす。

（掛金率の特例）

第四十二条　前条の規定により退職等年金給付に関する規定の適用について退職したもの又は加入者でないものとみなされた加入者の掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程で定める。

第四十三条から第四十五条まで　削除

第四十七条の二を第四十七条の三とし、第四十七条の次に次の一条を加える。

（資料の提供）

第四十七条の二　事業団は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付（これに相当する給付として政令で定めるものを含む。）の支給状況につき、厚生労働大臣又は他の法律に基づく共済組合に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

第十章を第九章とする。

第五十二条中「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改める。

第十一章を第十章とする。

附則第二十一項中「教職員等は、」の下に「退職等年金給付に関する規定及び」を加える。

附則第二十六項中「第二十五条」を「第二十二条第二項及び第二十五条」に、「、同条」を「、第二十二条第二項並びに第二十五条」に改める。

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第二条　日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「第八号」を「第九号」に改める。

第二十三条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　共済法第二十条第二項に規定する退職等年金給付を行うこと。

第二十三条第三項第一号中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改める。

第二十五条第一項中「第九号」を「第十号」に改める。

第三十三条第一項第二号及び第三号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第五号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第二十三条第一項第八号」を「第二十三条第一項第九号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第二十三条第一項第八号の業務に係る経理（第六号に掲げるものを除く。）

第三十五条第三項中「第五号」を「第六号」に改める。

第三十九条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

第四十六条第一号及び第四号中「第五号」を「第六号」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第七十七条中「短期給付に係る」を削る。

附則第七十八条の見出しを「（改正前私学共済法による職域加算額の経過措置）」に改め、同条中「旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、」を削り、「給付」の下に「及び改正前私学共済法の障害共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第八十二条第一項の規定により加算する同項第二号に掲げる金額に相当する給付」を加え、「この条及び次条」を「この項及び第三項」に、「これらの者」を「旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者（施行日において改正前私学共済法による退職共済年金（改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金を除く。）又は障害共済年金の受給権を有する者を除く。）」に改め、各号を削り、同条に次の二項を加える。

2　旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者が施行日以後に死亡した場合において、その者に遺族（次項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。）があるときは、改正前私学共済法の遺族共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第八十九条第一項第一号イ及びロの規定により加算する同号イ(2)及びロ(2)に掲げる金額に相当する給付の支給要件に関する改正前私学共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項及び次項において「改正前遺族支給要件規定」という。）は、当該遺族について、なおその効力を有する。この場合において、改正前遺族支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前遺族支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3　前二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定又は改正前遺族支給要件規定により支給される改正前私学共済法による年金である給付については、改正前私学共済法の長期給付に関する改正前私学共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、改正前私学共済法第五条中「退職共済年金及び」とあるのは、「退職共済年金及び遺族共済年金並びに」とするほか、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第七十九条中「（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定により支給される改正前私学共済法による年金である給付を含む。）」を削る。

附則第八十一条中「及び」を「並びに」に、「附則第七十九条」を「附則第七十八条第三項及び第七十九条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。